



《会計・税務の知識》

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

平成22年4月21日に、「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律」が公布されました(政令で施行期日が定められるため、政令の公布が待たれます)。中小企業基盤整備機構の共済制度である中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)における月額掛金の拠出額と貸付限度額の引き上げ措置が講じられます。

一昨年のリーマンショック以降、取引先の倒産の影響を受けて資金回収が困難な経営環境にさらされている中小企業にとって、同法の改正は連鎖倒産リスクへの備えを充実させる措置となりそうです。

今回は、平成22年の税制改正部分も含め、経営セーフティ共済の制度をご紹介します。

1. 制度の概要

(1) 経営セーフティ共済とは・・・

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、共済金の貸付が受けられる共済制度です。

「もしも」のときの資金調達として当面の資金繰りをサポートし、中小企業を連鎖倒産から守ろうとする制度です。全国で約30万社が加入しており、貸付累計件数は約26万件、貸付累計額は約1兆8千億円となっています。

(2) 加入資格

下記の条件に該当する、1年以上引き続き事業を行っている中小企業者(個人の事業主又は会社で下記の表の「資本金等の金額」または「従業員数」のいずれかに該当する方)です。

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
情報処理サービス業等	3億円以下	300人以下

(3) 掛金

① 改正前

月額5,000円～80,000円(総額320万円まで)

② 改正後<平成23年10月までに改正予定>

月額5,000円～200,000円(総額800万円まで)

掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合

は必要経費に算入できます。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費の算入が認められません。

(4) 共済金の貸付

共済金の貸付けは、取引先が法的整理や手形の取引停止処分を受け倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合にのみ受けられます。なお、今年7月以降、取引先が私的整理を行い、弁護士等から「支払停止通知」を受けた場合も貸付金を受けられることとなります。ただし、取引先が『夜逃げ』した場合や、取引先の倒産発生日が共済加入の日から6か月未満の場合等、一定の場合には貸付けは受けられません。

貸付額については、回収困難となった売掛債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか小さい金額です。

共済金の貸付条件は、「無担保・無保証人」「無利子」ですが、共済金の貸付を受けると貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。

<平成23年10月までの改正予定>

項目	改正前	改正後
貸付限度額	3,200万円	8,000万円
償還期間上限	5年	10年

(5) 解約手当金

12か月以上の掛金を納付した場合には解約手当金が支給されます。

任意解約のケースであれば、12か月～23か月の納付で掛金の80%、40か月以上の納付で掛金の100%の解約手当金が受け取れます。

解約手当金の税法上の取り扱いについては、支給を受けた時点で、法人の場合は益金、個人の場合には事業所得の雑収入に算入されます。

2. 雑感

業績の良い時の節税対策、悪くなってきた時の資金繰り対策・黒字化対策として検討してみたいかがでしょうか。

参考資料：独立行政法人 中小企業基盤整備機構
経営セーフティ共済 パンフレット
(担当：井上 貴仁)